

働き方改革関連法 施行直前 緊急告知！

いよいよ施行間近です！
4月1日からの法改正のポイントを再確認しましょう！

ポイント1 **時間外労働の上限規制が導入** (大企業 2019年4月1日施行) 中小企業 2020年4月1日施行
時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定します。ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

ポイント2 **年次有給休暇の確実な取得** (2019年4月1日施行)
使用者は10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について毎年時季を指定して与えなければならないこととします。

ポイント3 **「フレックスタイム制」の拡充** (2019年4月1日施行)
より働きやすくするため、制度を拡充します。労働時間の調整が可能な期間(清算期間)を3か月まで延長できます。

ポイント4 **産業医・産業保健機能の強化** (2019年4月1日施行)
産業医の活動環境を整備します。労働者の健康管理等に必要な情報を産業医へ提供すること等とします。

ポイント5 **勤務間インターバル制度の導入促進** (2019年4月1日施行)
1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間の確保に努めなければなりません。

ポイント6 **「高度プロフェSSIONAL制度」を創設** (2019年4月1日施行)
職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする業務に従事する場合に健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外にできます。



今からでも遅くありません！

労働時間相談・支援コーナーのご利用を！！

時間外・休日労働協定制度の疑問や変形労働時間制などの導入に関する相談など、お気軽にご相談ください。

岡山労働基準監督署内 「労働時間相談・支援コーナー」 086-225-0591

岡山・玉野・西大寺地域版

働き方改革推進会議を設置・開催しました



平成31年1月29日に岡山労働基準監督署会議室において管内の商工会議所、商工会、各業界の事業者団体等の責任者の皆さまのご出席を得て「岡山・玉野・西大寺地域版 働き方改革推進会議」をハローワーク岡山・玉野・西大寺と合同で開催しました。

当会議においては、今年の4月から順次施行される「働き方改革関連法」に関して、きめ細やかな情報の提供及び地域における機運の醸成を図ることを目的とし、「働き方改革」の推進に向けた現状と課題を確認するとともに、地域全体・業界全体として実効的な取組を進めていくため、各機関がより一層連携していくことなどが申し合わされました。

多くの業種において働き手不足が深刻化している中、働き方改革を地域の中小・零細企業にまで浸透させていくには多くの課題もありますが、働き方改革が「魅力ある職場づくり」にもつながることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは
労災保険・労働保険等のお問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1~4方面 (086-225-0591)
安全衛生課 (086-225-0592)
労災課 (086-225-0593)
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

省令改正予定のお知らせ(平成31年4月1日~)

一括有期事業を開始する際の 事務手続きの一部が不要になります

事業主の行政手続を簡素化する観点から、以下のとおり労働保険に係る法律施行規則の一部が改正されます。

一括有期事業開始届の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、「一括有期事業開始届」を提出する必要はありません。

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。しかし平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届が廃止されるため、提出する必要がなくなります。



一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、遠隔地で
行われるものも含めて一括されます。

一括される有期事業については、地域要件が定められています。このため、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要があります。平成31年4月1日以降に開始する有期事業については、この地域要件が廃止されることにより、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります。



労働災害発生状況

2019年発生件数と前年同期比較(死亡2/25速報値、休業1/31速報値)

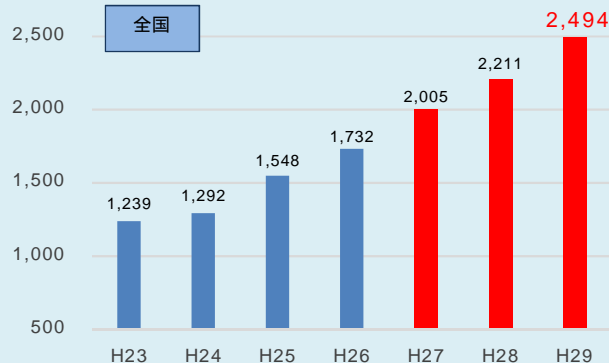
業種	2019年		2018年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	0	7	0	8	0	1
金属製品	0	2	0	1	0	1
機械器具	0	1	0	1	0	0
化学工業	0	0	0	0	0	0
食品	0	2	0	3	0	1
その他	0	2	0	3	0	1
建設業	0	3	0	4	0	1
運輸交通業	0	6	0	6	0	0
旅客	0	1	0	0	0	1
道路貨物	0	5	0	6	0	1
第三次産業	0	8	0	10	0	2
商業	0	3	0	2	0	1
保健衛生	0	3	0	2	0	1
接客娯楽	0	0	0	3	0	3
その他	0	2	0	3	0	1
その他の業種	0	0	0	0	0	0
全産業	0	24	0	28	0	4

「休業」は休業4日以上の災害

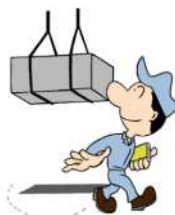
外国人労働者の労働災害が増加しています

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は全国で毎年2000人を超えています。また、岡山監督署管内においても増加している状況です。

外国人労働者の休業4日以上の労働災害発生状況の推移



外国人労働者が労働災害に被災しないため、また、労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫が必要です。



外国人労働者のための 安全衛生教育のポイント

安全衛生教育の実施

雇入れ時又は作業内容を変更したときなど、安全衛生教育を実施していますか。

作業手順の理解

母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。

指示・合図の理解

労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。

標識・掲示の理解

労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。

免許・資格の所持

免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。

来年度もかべ新聞にご期待ください

平成30年度のかべ新聞から

監督署から、関係各方面に毎月情報発信させていただいている「おかやま監督署かべ新聞」の過去の紙面を振り返りますと、その時々々の行政の動きや課題が記憶に蘇ってまいります。

本年度は労働災害の減少を願って倉敷監督署と合同で各3回シリーズの「あんぜん塾」を開催し、多くの事業場の安全衛生担当者の方々のご活動にお役立ていただきました。また、労災急増の建設業、運送業の岡山労働局長による安全パトロールを局署合同で実施しました。

働き方改革関連法の公布を受け、署内に設置した労働時間相談・支援班を中心に法改正の周知に努めてまいりました。かべ新聞でも働き方改革関連記事を連載しましたが、その内容は多岐にわたり、まだお伝えしきれないことも多々あり、引き続き情報提供に努めてまいります。

さて、4月からは、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の使用者による時季指定義務などがスタートします。働き方改革の一層の推進、労働災害の大幅減少を願ってやみません。

岡山労働基準監督署 副署長 小松原 邦正

